２　有料老人ホーム設置に係る事前協議フロー

設置予定者	千葉市介護保険事業課	その他
〈事業計画の立案〉 （介護保険事業計画、土地規制等の確認） 〈設置運営指導指針を遵守した設計〉	（指針の内容確認と図面の検討協議）	宅地課（開発行為）　等 調整区域内の立地に関する開発行為 下協議（事前審査等）を同時並行で ・建ぺい率、容積率 ・接道条件、協力病院等 ・土地建物の保有形態（借地借家条件） ・設置運営指導指針への適合性　等
	○事前相談（介護保険事業課長あて） ・　福祉施策・都市計画等の観点	
	↓	介護保険事業課から市各所管課に照会
事前協議書に基づく事前協議	介護保険事業課長から照会結果を送付	
	○協議の内容 ・設置運営指導指針への適合性	
	↓	
建築確認申請 （既存建物を活用する場合は、用途変更手続）	事前協議結果通知書の発行 適合物件　不適合物件	消防局の指導等 建築審査課等
	↓ 設置運営指導指針への適合を指導 再度、協議（最初に戻る。）	
（建築確認後速やかに） 老人福祉法第２９条第１項に基づく届出	有料老人ホーム設置届の受付	
↓ 着　工 ↓ 竣　工 建築主事検査（検査済証の発行） ↓		
事業開始 （※特定施設入居者生活介護事業の開始）	（開始後１か月以内に事業開始届）	